

Member recruitment

青年部会員募集

◎入会資格

相模原法人会正会員又は賛助会員の方で50歳以下の経営者、またはそれに準ずる方



研修会



鮎まつり



事業報告会懇親会

◎お問い合わせ・お申込み 公益社団法人相模原法人会事務局 TEL 042-755-3027

新しい仲間たち

①会社名 ②業種 ③支部 ④座右の銘 ⑤ひとことPR



ふるき かずき
古木 和樹

- ①合同会社 KM
- ②不動産管理業
- ③大野南支部
- ④報恩謝徳
- ⑤不動産管理業を行っています。座右の銘の様に、受けている恩に感謝しつつ、今後は、支部はもとより、法人会、または地域に寄与してまいります。宜しくご指導ください。



むらの けんじ
村野 健二

- ①株式会社カインドセレモニー
- ②葬祭業
- ③大野中第1地区
- ④一期一会
- ⑤地元相模原で、葬祭関係の会社をしております。法人会の皆様との出会いを大切に、色々と学ばせて頂きたいのでどうぞ宜しくお願い致します。



うちやま まなみ
内山 真奈美

- ①あいおいニッセイ同和損害保険(株)
- ②保険業
- ③賛助会員
- ④No.1 Agent For Customer
お客様のパートナーとしてNo.1の存在であり続ける!
- ⑤保険はもちろん、お客様のトータルコーディネーターとして活動しております。青年部会の発展に貢献できるように頑張ります!よろしくお祈り致します。



やまぞえ たつや
山添 達矢

- ①税理士法人MBC合同会計
- ②会計事務所
- ③中央南支部
- ④Don't think Feel!!(考えるな!感じる!)
- ⑤法人・個人の税務、経営はもとより、相続税にも実績を積み、おかげさまで地元で信頼をいただいています。学んだこと、得た情報を社員やお客様に還元することが私たちの経営理念です。皆様どうぞよろしくお願い致します。



はだの りゅうじょう
羽田野 龍丈

- ①株式会社HSGはしもと接骨院
- ②接骨院
- ③橋本支部
- ④世界は俺が変えてやる
- ⑤「原因のない痛みは無い」の精神の下、10年间接骨院を営んでまいりました。今ではプロの選手など、様々な方々を治療させていただいております。まずは相模原を元気にしたいです!よろしくお祈り致します。



やまくち ひろし
山口 恒

- ①株式会社山口工業
- ②塗装工事業
- ③相模台支部
- ④一生懸命
- ⑤南区新磯野で塗装工事業を営んでおります株式会社山口工業の山口と申します。地元で40年、信頼をモットーにメインは住宅塗替えですが木枠1本から橋の塗替えまで行っております。どうぞ宜しくお願い致します。

はやぶさ

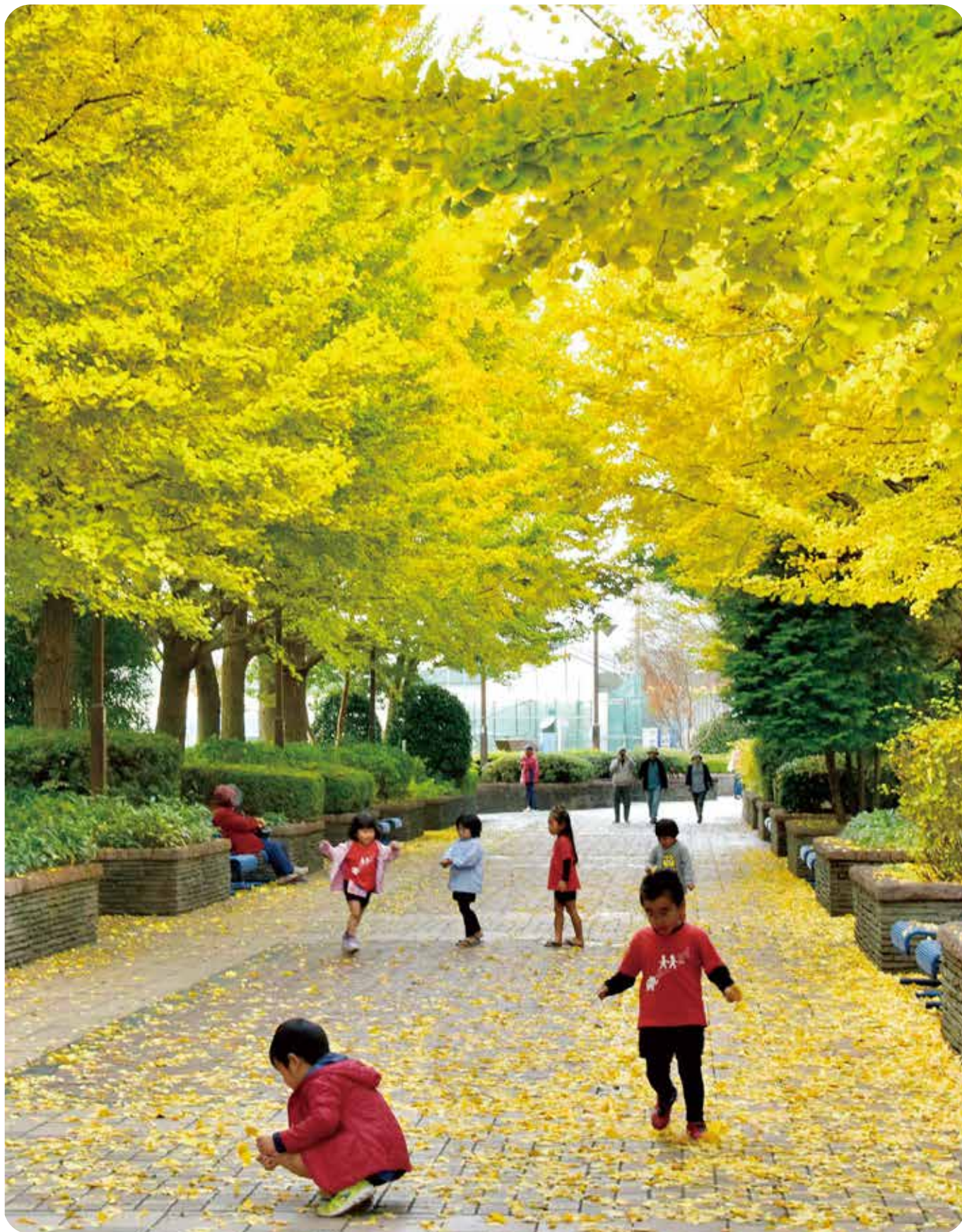
Hayabusa



Sagamihara
Corporation Association's
magazine

2018.11
相模原法人会広報誌

No.216 隔月刊



INDEX

法人会を支えるひと……………2
有限会社 久野窓建
久野 之浩さん

ハイライト……………4
平成31年度税制改正に関する提言

相模原税務署からのお知らせ……………10
軽減税率制度への対応には準備が必要です。

活動フラッシュ……………14
2018年8月～10月

はやぶさ花子の食べある記……………16
そば屋 池乃家

相模原法人会からのお知らせ……………18
本誌同封広告のご案内
社会貢献事業活動にご協力をお願いします。
新会員紹介(平成30年8月・9月)

会活……………19
読者プレゼント
2019年相模原の風景カレンダー
提供:栄文舎印刷所

[表紙] 相模原の風景

『いちょうの季節』

北公園の散歩道に、いちょうの黄葉が映える季節がやってきました。梅、バラ、花菖蒲にアジサイと季節が楽しめる公園で、子供たちが落ち葉拾いに夢中になっています。

撮影地／緑区北公園
撮影／松田廣司

法人会を支える

ひと

真夜中に切る特殊ガラス 逆境に見出す新しい好機

有限会社 久野窓建

くの ゆきひろ
代表取締役 久野 之浩さん

大沢支部

小柄な体で上手くできたバク転を、 インターハイ出場のきっかけに…

久野窓建はガラス工事業、建具工事業を営む会社です。国道129号沿い南橋本の橋本五差路交差点傍にある自社ビルで、ガラス修理、取付、取替などの業務をメインに手がけています。代表取締役の久野之浩さんは、橋本台で生まれました。

「生まれた時未熟児で、体が弱くて学校を休みがちでした。高校の時、何気なく宙返りやバク転をやってみたら小柄な為か上手にできて、それが自信となり体操部に入ったんです。それから一気に背が伸びて、体力などいろいろな力がつきました」と話す久野さんは、今では立派な体格の持ち主です。

「インターハイにも出場しました。新体操の団体競技では、仲間や顧問の先生に支えてもらいながら、3位に入賞できました。チーム内では一番下手だったんですけど、今でも年に1回程度、高校の部活に呼ばれ、先輩として訪れることで仲間と交流を続けています」と、ちょっとしたことがきっかけで運命が変わった青春時代を振り返ります。

弟たちの独立、先代の顧客離れ、 薄さと重量の限界迫る中、次の狙いは…

久野窓建の前身は昭和35年、父親である先代の社長が、長男である之浩さんの誕生をきっかけに、橋本台の自宅の一角で興した有限会社久野ガラスです。

大学卒業後、山梨の会社で6年、住宅用サッシの仕事を経験した後、父の会社へ入り二人の弟と共に電機メーカーのクリーンルーム



「今はまだ作品をコレクションしている段階です。
いつかサンドブラストでガラスに模様を描きたいです」

(防塵室)のパーテーション施工など手がけます。しかし、弟たちがそれぞれの事情から相次いで会社を離れていきました。

「平成13年、代表権が父から私に移りました。荷が重かったのですが、高齢の父の代わりに私が継ぐこととなりました。同時に、お客さんが次々と離れていき、仕事も減りました」と厳しい状況に。そこで他社では扱わないような特殊ガラスに着目します。

「小中学校、工場関係など、1枚のガラス修理やガラス工事も請負う一方、他では扱わないような特殊なガラスや液晶の切断へ仕事をシフトしました。どうしたらこれを切れるか、どんなガラス切りがどんな用途で使われているか、徹底的に調べ、特殊なガラス切りがあると、標準の物の10倍の価格であっても取り寄せてみたり…。試行錯誤して何回も割り、失敗を繰り返して今があります。携帯電話、電気調理器など、最先端の液晶のガラスを切らせていただいています」と逆境の中で新しい好機を見つけます。しかし、ガラスはどんどん薄くなり、人の手で切れる限界ギリギリとのこと。複層ガラスが主流となり、重量的にも一人での施工は難しくなりつつあることも感じています。

「ガラス切りの仕事を、個人で担うことに限界を感じた時、一人でできて遊び心を持った仕事へシフトしていくつもりです。つい最近偶然出会ったサンドブラストというアーティスト的なグラス作品に心ひかれ、次はこれをやってみたくて強く思っているんです。ガラスの表面に砂を吹きつけ、白く傷をつけて模様を描くのですが、窓ガラスにも応用していきたいですね」と前向きに将来を語ります。

仕事のプレッシャーから生じた趣味と 法人会行事で楽しむ趣味

趣味はカメラ、ビデオ撮影です。「切断中にガラスや液晶画面が割れた場合、その原因を追究するため詳細な経緯を記



市販のダイヤモンドカッターを手作りの器具に取り付けて
特殊ガラスを切断

録しようと、ビデオで撮影しながら作業しているうちに趣味になりました。でも、ガラスが割れ続けると、メーカーの開発に影響を与えてしまう恐れもあるので、集中力が必要な切断作業は夜中に行なっています」と相当なプレッシャーと格闘しているそうです。

「法人会では財務委員と大沢支部の会計を先輩方に教わりながら経験させていただいております。法人会は各行事などに参加して初めて人との付き合いの範囲が広がります。いろいろな職業の方の話が聞けて、仕事や人生など様々なところで参考になっていきます」と法人会の魅力を語ります。

久野さんは独身で昨年父親が他界。現在、ビルのオーナーである母親と二人暮らしです。「お互いの我儘で喧嘩することもあります、元気で長生きしてほしいです」と80歳の母を気遣います。

今の楽しみを尋ねると「法人会で仲間を増やすことと猫と戯れることと食歩歩きです。法人会の旅行では川越に行って美味しい物を食べてきました」と笑顔で話してくれました。

平成31年度税制改正に関する提言



<基本的な課題>

I. 税・財政改革のあり方

国と地方の長期債務残高が国内総生産(GDP)のほぼ2倍の約1,100兆円に達した我が国財政の悪化ぶりは、先進国の中でも突出している。この目を覆いたくなるような惨状の主因が、社会保障を中心とした「受益」と、税や社会保険料といった「負担」のアンバランス、つまり「中福祉・低負担」という税財政構造にあることは明白である。

我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口減少という構造問題を抱えている。こうした環境下で現在のような税財政構造が続く限り、財政は破たんに向かうこと必至であろう。その危機を回避するには、厳しい財政規律の下、「受益」を大胆に抑制し

「負担」を必要な水準に引き上げて「中福祉・中負担」へ構造転換するしか方法はあるまい。そうした議論は今に始まったわけではない。にもかかわらず、構造転換は目に見える進展を示してこなかった。その理由はなぜか。まず挙げねばならないのは、問題解決を先送りしてきた政治の責任だが、国民一人ひとりにも危機感が欠けていたのではなかろうか。

持続可能な社会保障制度と財政健全化の両立を目指した「社会保障と税の一体改革」には構造転換を図る明確な意図があったはずである。しかし、これも後述するように、いまや改革理念は色褪せ、政策の中身も明らかに変質してしまった。その原因が指摘したような財政規律の毀損にあったことは明らかであり、現在の危険水域から脱出するには、国を挙げて税財政改革に取り組まなければならない。残された時間は少ない。

1. 財政健全化に向けて

消費税率10%への引き上げは昨年、納得できる理由が示されないまま2019年10月へ大幅に再延期された。これに伴い、2020年度のPB黒字化目標達成は不可能となり、本年6月の「経済財政運営と改革の基本方針」(骨太の方針2018)では、その達成時期を2025年度へ大幅延期した。2022年から団塊の世代が75歳の後期高齢者に入り始めることなどを考えれば、それまでに黒字化を達成しておくことが極めて重要になる。

「骨太の方針2018」はまた、2021年度を中間年度として①PB赤字の対GDP比を1.5%程度②債務残高対GDP比を180%台前半③財政収支赤字を対GDP比3%以下——とする中間目標を設定した。しかし、債務残高と財政収支の目標値については、本年1月と7月の内閣府試算で示されている高い名目成長率や超低金利を前提とすれば達成できる水準である。しかも、この両指標は金利が正常化すれば、逆に悪化していく点を決して見逃してはならない。また、2018年度を中間年度とした以前の財政健全化計画では政策経費の増加額を抑制する数値を示したのに対し、今回は見送っている。

こうした財政規律の毀損はいたるところでみられる。とりわけ、消費税収の用途拡大は極めて問題である。「社会保障と税の一体改革」では年金、医療、介護、子育ての社会保障4経費を対象としてきたが、新たに教育無償化が加わった。これは一体改革の理念を根底から覆すことになり、財政健全化を阻害するだけでなく将来の税率引き上げの議論にも影響を与えよう。

- (1)2019年10月の消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠である。税率引き上げによる悪影響を緩和する等の経済環境整備は必要であるが、それがバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。
- (2)政府は、2016年度から18年度の3年間を集中改革期間と位置づけ、政策経費の増加額を1.6兆円(社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円)程度に抑制する目安を示し、達成した。2019年度から21年度の基盤強化期間についても、社会保障費の増加額を抑制する目安を示し、改革に取り組む必要がある。
- (3)財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な

削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

- (4)消費税についてはこれまで主張してきたとおり、税率10%程度までは単一税率が望ましいが、政府は税率10%引き上げ時に軽減税率制度を導入する予定としている。仮に軽減税率制度を導入するのであれば、これによる減収分について安定的な恒久財源を確保するべきである。
- (5)国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。政府・日銀には、市場の動向を踏まえた細心の政策運営を求めたい。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

政府が公表した社会保障給付費の長期見通しによると、「団塊ジュニア」が年金受給年齢に達するなど高齢者人口がピークを迎える2040年には、今年度を70兆円近く上回る190兆円に上る。そして、目の前には「団塊の世代」がすべて後期高齢者となり、医療と介護の給付費急増が見込まれる「2025年問題」が横たわっている。

社会保障給付費は公費と保険料で構成されている。適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制しないと持続可能な社会保障制度は構築できまい。とりわけ、急増が見込まれる医療、介護分野に切り込んでいくことが極めて重要である。

その意味で、今年度は診療報酬と介護報酬の改定年が同時となって注目された。しかし、「薬価」については引き下げられたうえ、2年に一度の改定を毎年実施することになったものの、肝心の医師の人件費にあたる「本体」は引き上げられた。診療報酬が公費と保険料などから構成されていることを改めて認識して改革を進める必要があろう。

社会保障の基本的あり方では、「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点も重要である。その意味で、医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平性を原則とする必要がある。

また、医療費と介護費の抑制につながるとして注目されている健康寿命の問題については、客観的なデータ分析に基づく実効性のある取り組みが求められる。

- (1)年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」「支給開始年齢の引き上げ」「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。
- (2)医療については、成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬(本体)体系を見直すとともに、政府目標であるジェネリックの普及率80%以上も早期に達成する。
- (3)介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とにメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。
- (4)生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5)少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。
なお、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。
- (6)企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

延期されていた消費税率10%への引き上げが来年10月に迫った。社会保障の安定財源確保と財政健全化のためには確実に実施せねばならないが、それは国民に痛みを求めることでもある。「行革の徹底」が消費税引き上げの前提になったのは、それを国民に理解してもらうためであった。

こうした経緯を改めて想起すれば、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削らなければならないことは明白であろう。にもかかわらず、政府・議会ともに国民の信頼を裏切るような事態に陥っているのは残念でならない。

それを象徴しているのが、「1票の格差」是正と合区対策を理由に、参議院の定数を6増やす見直しが行われたことである。これまで、衆参両院では「1票の格差」是正を目的に定数見直しを行ってきたが、国民の期待する改革はもっと抜本的な議員定数の削減である。今回

の定数増が改革に逆行するのは明らかであり、とても容認できるものではない。

また近年、税金が含まれている政治資金について不適切とされる支出も目立っており、政治資金規正法の見直しなどを行い、用途の適正化を図るべきである。

国民の政治と行政に対する不信感は極度に高まっている。もはや、改革の先送りは許されない。以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

- (1)国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2)厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3)特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4)積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

消費税率10%への引き上げと同時に軽減税率が導入されることになっているが、これは事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多く、税率10%程度までは単一税率が望ましいことを改めて表明したい。

したがって、インボイスについては、単一税率であれば現行の「請求書等保存方式」で十分対応できるものとするので、導入の必要はない。また、低所得者対策は現行の「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当である。

税率引き上げに向けては、消費税制度の信頼性と有効性を確保する観点から、以下の対応措置が重要である。

- (1)現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。

なお、消費税率引き上げによる駆け込み需要と反動減による景気変動を抑制するための方策として、「消費税還元セール」等の表示を可能とすることが政府で検討されている。これは消費税の適正な転嫁に関わるだけでなく、中小企業に対して本体価格の引き下げを要求されかねない等、影響も大きいことから慎重な検討を求める。

- (2)消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重

要な課題となる。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

(3) 軽減税率制度を導入するのであれば、国は国民や事業者に対して制度の周知を行い、混乱が生じないように努める必要がある。また、システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

5. マイナンバー制度について

マイナンバー制度は運用が開始されたにもかかわらず、依然として国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。政府は引き続き、制度の意義等の周知に努め、その定着に向けて取り組んでいく必要がある。

制度の運用に当たっては、国民の信頼感を得ることが欠かせない。そのためには、年金情報流出問題などを踏まえ、個人情報漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護など制度の適切な運用が担保される措置を講じるとともに、コスト意識を徹底することが重要である。さらに、国民の利便性を高める観点からは、e-TaxやeTAXを利用した場合の申告納税手続きの簡素化や各種手当等の申請手続きの簡略化を図るべきである。

今後は社会保障と税、災害対策となっている利用範囲をどこまで広げるかが重要課題となるが、広範な国民的議論が必要となろう。

6. 今後の税制改革のあり方

今後の税制改革に当たっては、①経済の持続的成長と雇用の創出②少子高齢化や人口減少社会の急進展③グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化④国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性——などにどう対応するかという視点等を踏まえ、税制全体を抜本的に見直していくことが重要な課題である。

II. 経済活性化と中小企業対策

我が国経済は好調な企業業績などを背景に、緩やかな拡大基調を続けている。アベノミクス最大の成果といわ

れる円安・株高傾向が比較的安定的に推移してきたからだが、その支えとなってきた異次元の大規模金融緩和策が修正局面を迎えている。

日銀が2%のインフレ目標達成の時期明示を取りやめる一方で、長期金利の誘導目標金利の上昇を容認したのである。政策修正の背景には市場機能の歪みや銀行収益圧迫による金融機能への懸念が指摘されており、明らかに金融政策の限界を示したものとえよう。

アベノミクスの柱である成長戦略も、“一丁目一番地”であったはずの規制改革が勢いを失った。「骨太の方針2018」では生産性向上を目指し、教育無償化などを中心とした「人づくり革命」や残業の罰則付き上限などの「働き方改革」を目玉として掲げているが、こうした政策が潜在成長力にどの程度貢献するかは定かではない。

海外経済に目を向けると、環太平洋経済連携協定(TPP)離脱や中国などとの通商摩擦を惹起しているトランプ米政権の保護主義リスクが顕在化している。こうした点を考慮すると、我が国の経済戦略全体を再構築する必要があるだろう。

また、地域経済と雇用を担う中小企業の活性化も不可欠であり、地方創生戦略との連携や事業承継税制のさらなる環境整備が求められよう。

1. 法人実効税率について

法人実効税率は平成28年度税制改正で「20%台」が実現し、今年度は29.74%となっている。トランプ米政権の税制改革では大幅な引き下げが行われたが、その米国と比べてもほぼ同じ水準といえる。

しかし、OECD加盟国の法人実効税率平均は25%、アジア10カ国の平均は22%となっており、依然として我が国の水準は高い。このため、国際競争力強化などの観点から、今般の法人実効税率引き下げの効果等を見極めつつ、さらなる引き下げも視野に入れる必要があるだろう。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は地域経済の担い手であるだけでなく、我が国経済の礎である。グローバル経済や厳しい環境変化に対応し、その存在感を維持できるような税制の確立が求められる。

(1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限

措置(平成31年3月31日まで)ではなく、本則化する。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

(2)租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものと適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。なお、中小企業投資促進税制の適用期限が平成31年3月31日までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。

①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。

なお、中小企業投資促進税制の上乗せ措置として平成29年度に改組された中小企業経営強化税制について、事業年度末が迫った申請の認定に当たっては弾力的に対処すること、及び適用期限(平成31年3月31日まで)を延長すること。

②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃する。

3. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。その中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。今年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

(1)事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2)相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進

するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

①猶予制度ではなく免除制度に改めるとともに、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。

②国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。なお、特例制度を適用するためには、5年以内に「特例承継計画」を提出する必要があるが、この制度を踏まえてこれから事業承継の検討(後継者の選任等)を始める企業にとっては時間的な余裕がないこと等が懸念される。このため、計画書の提出期限について配慮すべきである。

Ⅲ. 地方のあり方

国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権化は地方の活性化にとっても極めて重要である。ただ、その際に不可欠なことは地方の自立・自助の精神であることを改めて強調しておきたい。地方創生戦略もこれを基本理念とすべきである。

政府は「まち・ひと・しごと創生基本方針2018」で東京一極集中の是正などを図ろうとしているが、そのためには地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化戦略を構築できるかがカギとなろう。地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法をどう開発していくかが大事なのである。

「ふるさと納税制度」にみられる返礼品競争のような手法は、あまりに安直であり真の地方活性化にはつながらない。さすがに総務省も昨年4月、返礼品の送付について一定の基準を設けたが、そもそも住民税は居住自治体の会費であり、他の自治体に納税することは地方税の原則にそぐわないとの指摘もある。納税先を納税者の出身自治体に限定するなど、「ふるさと納税」本来の趣旨に沿った見直しが必要である。

「地方は国の仕送り(地方交付税)を貯金している」として問題視された財政調整基金など地方の基金残高総額も、21.6兆円(28年度決算)に膨らんでいる。国のPBが大幅赤字で地方が黒字という財政状況を考えれば地方交付税の相応の削減が必要になるだろうが、今年度予算では数百億円にとどまっている。

そもそも、地方交付税は国が地方の財源不足を保障する機能を有していることから、地方の財政規律を歪めているとの指摘が多く、その改革は「骨太の方針」でも求められてきた経緯がある。地方は国に頼るだけでなく、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していく必要がある。

- (1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要であり、集中的に取り組む必要がある。
- (2) 広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべきである。基礎自治体(人口30万人程度)の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
- (3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体で広く導入すべきである。
- (4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレズ指数(全国平均ベース)が改善せず高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
- (5) 地方議会は、議会のあり方を見直し、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

VI. 震災復興

東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間(平成28年度～32年度)」も3年目に入っているが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要

がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

また、熊本地震についても、東日本大震災の対応などを踏まえ、適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興の実現等に向けて早急に取り組まねばならない。

V. その他

1. 納税環境の整備

行財政改革の推進と納税者の利便性向上、事務負担の軽減を図るため、国税と課税の基準を同じくする法人の道府県民税、市町村民税、法人事業税の申告納税手続きにつき、地方消費税の執行と同様に、一層の合理化を図るべきである。

2. 租税教育の充実

税は国や地方が国民に供与する公共サービスの対価であり、国民全体で等しく負担する義務がある。また、税を適正に納め、税の使途についても厳しく監視することが重要である。しかしながら、税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとは言いがたい。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。





軽減税率制度への対応には準備が必要です!

平成31年(2019年)10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられるのと同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。軽減税率制度の実施に伴い、消費税等の税率は、軽減税率(8%)と標準税率(10%)の複数税率となります。

軽減税率(8%)の対象品目は、

- 酒類・外食を除く飲食料品
- 週2回以上発行される新聞(定期購読契約に基づくもの)

軽減税率制度は、全ての事業者の方に関係があります。以下のフローチャートを参考に準備が必要な事項をご確認ください。

特に、飲食料品を取り扱う(販売する)事業者の方は、税率ごとの商品管理やレジ・受発注システムの整備などの事前準備に相應の時間が必要な場合があります。早めの準備をご検討ください。

POINT



飲食料品の取扱い
(販売)がある

売上げ・仕入れを税率ごとに区分して経理し、売上税額・仕入税額を計算します。

● 小売業・飲食業

- ・区分経理のためにレジの入替えの検討が必要です。
- ・システムを使用して仕入れの発注をしている場合、システム改修の検討が必要です。

● 卸売業・製造業

- ・取引先に交付する請求書等の様式の検討が必要です。
- ・システムを使用した受発注をしている場合、システム改修の検討が必要です。

※右の①②③を全てご確認ください。



飲食料品の取扱い
(販売)がない

仕入れや経費に軽減税率(8%)対象品目があれば、区分して経理し、仕入税額の計算が必要です。

※右の②③をご確認ください。

①

レジの入替えやシステムの改修について
⇒11ページの①へ

②

請求書等の記載事項について
⇒11ページの②へ

③

帳簿の区分経理・記載事項について
⇒12ページの③へ

12ページの③では、飲食料品を取り扱う事業者の方が、適用税率の判定を行うに当たり、留意していただきたいポイントを掲載しておりますのでご覧ください。

① レジの入替えやシステムの改修について

軽減税率制度への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等の方が、レジの導入や受発注システムの改修等を行う際に、その経費の一部を補助する「軽減税率対策補助金」の制度があります。



軽減税率対策補助金の2つの申請類型

A型 複数税率に対応できるレジを新しく導入したり、対応できるように既存のレジを改修したりする場合

B型 電子的な受発注システムを利用する事業者のうち、複数税率に対応するために必要となる機能について、改修・入替えを行う場合

軽減税率対策補助金に関するお問合せ先

軽減税率対策補助金の詳細は、「軽減税率対策補助金事務局」にお問合せください。
 【専用ダイヤル】 0570-081-222 【URL】 <http://kzt-hojo.jp>
 【受付時間】 9:00~17:00 (土日祝除く)

② 請求書等の記載事項について

平成31年(2019年)10月からは、現行の請求書の記載事項に税率ごとの区分を追加した請求書等(区分記載請求書等)を売上先に交付していただくこととなります。課税事業者の方が仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理に対応した帳簿及び区分記載請求書等の保存が必要となります(区分記載請求書等保存方式)。

また、免税事業者の方は、課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

軽減税率制度に対応した区分記載請求書等の記載例

請求書において、軽減税率の対象となる商品に「※」といった記号等を表示し、かつ、「※は軽減税率対象」などの表示をする場合

請求書
 株式会社〇〇御中 XX年11月30日

日付	品名	金額
11/1	米 ※ A	5,400円
11/1	牛肉 ※ A	10,800円
11/2	キッチンペーパー	2,200円
合計 B		131,200円
	10%対象	88,000円
	8%対象	43,200円

※軽減税率対象 A △△商事様

同一の請求書において、軽減税率の対象となる商品と標準税率の商品とを区分し、軽減税率の対象となる商品として区分されたものについて、その全体が軽減税率の対象であることを表示する場合

請求書
 株式会社〇〇御中 XX年11月30日

軽減税率対象 A		
日付	品名	金額
11/1	米	5,400円
11/1	牛肉	10,800円
合計 B		43,200円
8%対象		
		43,200円
標準税率対象		
11/2	キッチンペーパー	2,200円
合計 B		88,000円
合計		131,200円

△△商事様

軽減税率の対象となる商品に係る請求書と標準税率の商品に係る請求書とを分けて作成する場合

請求書
 (軽減税率対象) A
 株式会社〇〇御中 XX年11月30日

日付	品名	金額
11/1	米	5,400円
11/1	牛肉	10,800円
合計 B		43,200円

△△商事様

請求書
 株式会社〇〇御中 XX年11月30日

日付	品名	金額
11/2	キッチンペーパー	2,200円
合計 B		88,000円

△△商事様



- A 軽減税率の対象であることが明らかになるよう「軽減税率対象」などを記載
- B 税率ごとに区分して、合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税込み)を記載

軽減税率の対象となる取引がない場合は、標準税率の対象となる取引の金額を記載していれば足り、「8% 0円」といった軽減税率の対象となる取引の金額の記載は要しません。 → 現行の請求書と変わりありません。

③ 帳簿の区分経理・記載事項について

平成31年(2019年)10月からは、現行の記載事項に加え、毎日の売上げ・仕入れ(経費)を税率ごとに区分して帳簿に記載しなければなりません。

	【請求書等保存方式】 (現行制度)	【区分記載請求書等保存方式】 (平成31年(2019年)10月～)
帳簿の 記載事項	<ul style="list-style-type: none"> ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称 ② 取引年月日 ③ 取引の内容 ④ 取引の対価の額(税込み) 	左記①～④の記載事項に加え ・ <u>軽減税率の対象品目である旨</u>

【記載に関する留意点】

- ① 「軽減税率の対象品目である旨」の記載は、軽減税率の対象となる取引であることが客観的に明らかであるといえる程度のものとする必要があります。
- ② 一定期間分の取引をまとめて記載した請求書等が交付された場合は、その期間分の取引をまとめて帳簿に記載することとしても構いません。

記載例



XX年		総勘定元帳 【仕入勘定】		(税込経理)
月	日	摘要		借方(単位:円)
11	30	株〇〇物産	雑貨(11月分)	88,000
11	30	株〇〇物産	※食料品(11月分) A	43,200
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮ B
				(※:軽減税率対象品目)

A 軽減税率の対象には「※」などの記号を記載します。

B 「※」などの記号が軽減税率の対象であることを示すことを記載します。

④ 適用税率の判定に当たりご留意いただきたいポイント！



軽減税率かどうかの判定はいつ？

軽減税率が適用される取引かどうかの判定は、商品の販売を行ったとき(取引時点)に判定します。



メーカー

メーカーが「食料品」として商品を販売したかにより、税率を判定



卸売業者

卸売業者が「食料品」として商品を販売したかにより、税率を判定



小売店

業種ごとのポイント 適用税率の判定を行う際は、以下の点にご留意ください。

食品製造業

- ・ 食料品を製造するための外注加工費は、標準税率が適用されます。
- ・ 製造工場等での直売であっても、飲食設備等で飲食させる場合、「外食」に該当し、標準税率が適用されます。

食品卸売業

- ・ 通常必要な容器(缶・トレイ等)に入った食品の販売には、全体に軽減税率が適用されます。

小売業

- ・ イートインスペースを設置している小売店等は、持ち帰り販売は軽減税率、店内飲食であれば、標準税率が適用されます。

飲食業

- ・ 飲食店での食事の提供やケータリング等は、標準税率が適用され、持ち帰り販売、出前等は軽減税率が適用されます。



軽減税率制度に対応するため、 次の事項をチェックしてみましょう!!

軽減税率制度の実施に伴い、事業者の方々は準備が必要となりますので、次の項目を参考にご自身でご確認ください。



ステップ1 軽減税率制度の内容の確認

- 軽減税率制度の実施時期、軽減税率の対象品目、仕入税額控除のための帳簿及び請求書等の記載事項、納税事務（税額の計算）
- 事業者の準備を支援する仕組み：「軽減税率対策補助金」

※ 全国の税務署等で、事業者の方々に対する説明会を開催しておりますので、ぜひご参加ください。

ステップ2 対応が必要な事項の把握と準備の開始

- 影響が生じる事務の確認及び業務手順の見直し
- 現行の帳簿及び請求書等の記載の仕方から区分記載請求書等保存方式への対応
- 会計システム等の導入・改修・入替え
- 軽減税率制度に対応したレジの導入・改修及び受発注システムの改修・入替え（「軽減税率対策補助金」の活用の検討）
- 軽減税率対策補助金の交付申請手続き（一部ベンダーなどによる「代理申請制度」の利用が可能です。）

ステップ3 売上・仕入商品の税率区分

- 売上・仕入商品に係る税率区分（軽減税率の対象取引の有無）の確認

ステップ4 業務手順の見直しやレジ・システムの操作確認

- 日々の商品管理や販売管理方法の見直し（商品マスタの見直し）
- 税率区分に応じた経理処理の見直し（経理処理マニュアルの整備）
- 納品書や請求書などの帳票の見直し（取引先との連絡・調整）
- 買換え又は改修したレジ・受発注システムの操作確認

ステップ5 制度の実施に向けた本格的な準備

- 商品ごとの税率区分等をシステムに登録（商品マスタの整備）
- 値札の付け替え、価格表示の変更準備
- 従業員への研修（説明会等への参加）、店頭などでの消費者向けの周知（店頭ポスターなど）

軽減税率制度に関するお問合せ先

- 軽減税率制度に関するご相談は、「消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）」で受け付けております。
【専用ダイヤル】0570-030-456 【受付時間】9：00～17：00（土日祝除く）
- 軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」（<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/index.htm>）をご覧ください。

軽減税率制度の特設サイトへは

国税庁 軽減税率

検索

又は

最新の軽減税率制度の説明会の開催日程については、こちらのQRコードからアクセスすることができます。



研修会 8/21(火)

青年部会



内容/PEPTALK!部下への声掛け、叱咤激励の激励
 講師/㈱IMALL 代表取締役 浦上 大輔 氏 場所/相模原法人会館

研修会 9/6(木)

女性部会



「平成30年度税制改正について」 講師/相模原税務署担当官
 「美しい肌でいるために」 講師/西大沼皮膚科クリニック 院長 高須 博 氏

活動 フラッシュ

2018年 8月 ▶ 9月 ▶ 10月

研修会 9/25(火)

上溝支部



内容/インターマッスルを鍛えて、痛みのない生活へ 講師/NPO法人 日本電気治療協会 理事長・はしもと接骨院グループ 総院長 羽田野 龍丈 氏

研修会 10/3(水)

税制委員会



第1部 「平成30年度税制改正について」 講師/相模原税務署担当官 第2部 「間違えたら大変 印紙税の実務対応」 講師/東京地方税理士会相模原支部所属税理士 場所/相模原法人会館

研修会 10/11(木)

全国法人会総連合



内容/税制改正提言の報告及び租税教育活動の事例発表
 場所/とりぎん文化会館

研修会 10/16(火)

源泉部会・女性部会・青年部会



内容/テーマ「国税庁のICT化について」 講師/相模原税務署長 稲葉 養司 氏 場所/相模原法人会館

講演会 9/20(木)

大野南支部



内容/「生きる力」 講師/俳優 風間 トオル 氏
場所/ホテルラポール千寿閣

講演会 10/9(火)

研修委員会



基調講演 「相模原市の経済について」 講師/相模原市環境経済局長 岡 正彦 氏
パネルディスカッション 「今後の相模原市の経済について」パネリスト/相模原商工会議所 会頭 杉岡 芳樹 氏・(有)相模経済新聞社 代表取締役 社主 本橋 幸弦 氏・相模原法人会 会長 新倉 裕 氏 場所/相模原市立産業会館

講演会 10/10(水)

大野北支部



講師/落語家 立川談修 氏
会場/相模原法人会館

親睦事業 9/9(日)

大沢支部



内容/大宮鉄道博物館と小江戸川越散策 他
場所/埼玉県川越市周辺

親睦事業 9/16(日)

大野中支部



内容/法人会PR・募金・物品販売、会員拡大バーベキュー交流会
場所/古淵駅前通り 古淵西公園内

加入促進事業 9/3(月)

組織委員会・厚生委員会



内容/会員増強と方法・決意表明、福利厚生制度について
場所/相模原法人会館

社会貢献事業 9/21(金)

中央北支部



内容/中央北支部地域のゴミ拾い
場所/西門商店街とその周辺

社会貢献事業 10/6(土)・7(日)

相模台支部



内容/法人会のPR、「一億円をもってみようコーナー」の開設、税金体操、税金クイズ



そばや
池乃家

中央南支部



美味、気軽、満腹！ 日本の伝統食の魅力を味わう「街の蕎麦屋」



富田 克哉さん
2代目店主。ネット広告を重視し勉強会にも参加。料理を撮影しメニューやホームページを自作する一方「そばやのオヤジBLOG」でも紹介。趣味はサッカー観戦。子どもの頃の将来の夢は、蕎麦屋か建築士か税理士。

花 美味しくてお手頃と評判のそばや池乃家を訪ね、店主の富田克哉さんにお話を伺いました。

富 父が横浜市の新子安で店を始めてしばらくして、昭和46年にこの街に来ました。当初は自宅の一角で出前中心の店でした。現在の中央区のあたりだけで蕎麦屋が60件近くあった頃です。親父の出前中の怪我をきっかけに、2代目を継ぎました。親父と相談して、やはりお客さんに店に来てもらおうということで、住まいを分けて今の店に改装しました。

花 店内は落ち着いた雰囲気、カウ

ンター席の季節の演出が素敵です。メニューがたくさんありますね。特に人気のメニューは何ですか？

富 親子丼セットと、きざみ鴨汁が人気の2本柱です。親子丼はふわと口仕上げです。鴨汁は鴨の旨味の油を集めて、その中を麺が通るようするために蕎麦猪口の口が小さくなっています。召し上がってみてください。

花 では、きざみ鴨汁でお蕎麦をいただきます……美味しいです！麺はコシがあってツルツルと、喉越しがいいですね。

富 毎朝、逆浸透膜浄水(不純物を除



きざみ鴨汁。蕎麦粉のどら焼きか、俵巻(柴漬けが芯に巻かれた炊き込みご飯)が付いてくるサービスセットも嬉しい。(ランチ限定)



人気メニューの一つ。ふわと口仕上げの親子丼セット。1350円

どんなお店？

創業46年の老舗。蕎麦、天麩羅、各種丼、刺身など多彩なメニューが、落ち着いた和の空間の中、気軽に味わえる。もりそば730円～ランチ丼セット950円～。麺の大盛り特盛り無料。おつまみ各種210円～。専用駐車場12台(店舗裏)。1階はカウンター席とテーブル席、2階は掘りごたつ席と座敷席の計44席。完全禁煙。宴会コース(前日までに要予約)は3,500円～6,500円まで。ドリンクメニューも充実。

相模原市中央区
光が丘1-1-20
Tel.042-753-1960

営業時間

11:00～22:30

(L.O21:30)

ランチ17:00まで

定休日 不定休(ホームページで告知)

木曜日:14:30～17:00準備



共に80歳代のご両親も若々しくお元気で、週に半分以上は喜んでお店に立たれるそう



落ち着いた和の空間でくつろげる店内



季節ごとに趣ある演出を楽しめるカウンター席

いた純水)と蕎麦粉、割粉のみで無添加で製麺しています。製麺の際は食感や風味を大事にしています。大盛り、特盛りでも料金は変わりません。浄水はつゆ、お茶にも使っています。

花 ありがたいサービスですね。鴨汁のつゆは温かく、微かに甘い脂の旨味がお蕎麦に絡んで伝わりますね、つゆが染みこんだトロリと口溶けのいいお肉も格別ですね!蕎麦湯で割って飲みほしてしまいました。

富 つゆも毎朝、羅臼昆布と宗田鰹節で出汁をひき、長期熟成させた天然の醤油、昔づくりの本みりんなど素材を厳選して美味しさにこだわり、手間暇かけて作っています。1日1回、3日間かけて湯煎しています。直接火にかけるとすぐ百度になって、醤油などの甘みが駄目になってしまうんです。じわりじわりと熱を加えることが大事なんです。

花 創業以来守っている伝統や2代目として新しく取り入れたことはありますか？

富 基本を大事にする姿勢と天井のつゆの味加減は親父から引き継いで変えていません。お客さんに「池乃家さんの天井は懐かしい味がするね」って言われたこともあります。自分の代になって新しく始めたことはたくさんありますが、中でも結果が出ている一つは親子丼の汁の作り方です。いろいろ作り方を工夫して人気メニューになりました。

花 ふわた口親子丼ですね!次は絶対これを頂こうと思います。

富 ぜひともお待ちしております。

花 ところで店主として一番大切にしていることは何ですか？

富 お客さんに喜んでもらえること、そしてまた来てもらえることです。従業員にも自分のいい所を出してほしい。決まり事の中で接客するのではなく臨機応変にお客さんのリクエストにできる限り答えて、また来てもらえる接客をしましょうと話しています。

花 頂く前に伺えば良かったのです

が、お蕎麦の美味しい食べ方を教えてください。

富 お蕎麦が出てきたら、お喋りしないで(笑)、皆が揃うのを待たずに、お酒を呑みながらというのもやめて、伸びないうちに一気に食べ続けてください。ネギやワサビはつゆに入れずに、少しずつ麺に絡めて食べると、この人は通だなんて思われるかもしれませんよ。

花 はい!今度やってみます。話は変わりますが今後の夢や抱負はありますか？

富 美味しさのあくなき探求です。子どもが二人おり、後継は自分の好きにしろと言って育ててきましたが、親父が新子安で始めた分も入れると50年超えていますから、もし、子どもが続けてくれたら100年に近づけると思っています。この地でこの商売が100年続いてくれたら嬉しいですね。

花 100年先にも残したい美味しいお店ですね。ご馳走様でした。

* 相模原法人会からのお知らせ *

会議室ご利用のご案内

法人会館の会議室を ご利用いただけます。

会員の方はもちろん、一般の方も会議や研修会等にご利用になれます。飲食を伴うパーティー等や土日祝祭日のご利用も可能です。



- ◎当会の支部地区等の役員会・研修会…… 無料
- ◎会員会社でのご利用 …………… 会員料金
- ◎会員以外の方のご利用 …………… 一般料金

※予約状況の確認はHPにてご覧いただける他、お申込みも可能です。

本誌同封広告
のご案内

「広報誌はやぶさ」に、貴社の広告を同封いたします。

会員のみなさまに隔月でお届けしております「はやぶさ」に、貴社の広告を一緒に封入することができます。どうぞご利用ください。

発行内容

部 数： 3,500部
発行日： 隔 月
(5・7・9・11・1・3月)

封入広告

寸法：角2封筒に入る大きさ
(A4版、B4・A3版二つ折りまで可)
内容：会員に配布するに相応しい内容である
こと発行部数印刷、寸法に合うこと

料 金：30,000円(1回)
お申込み：封入希望発行月より
1ヶ月前までにご連絡
ください。

女性部会

社会貢献事業活動にご協力をお願いします。

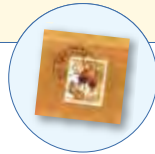
女性部会では、使用済切手類・タオル類の寄付を募っております。

使用済切手等寄贈活動

皆様からの使用済切手・書き損じハガキは相模原ボランティア協会(あじさい会館内)へ寄贈しています。寄贈した使用済切手類は分類整理後、収集家によって換金されます。換金した資金は、体の不自由な方、車いすの方の移送サービスをする車・ハンディキャップボランティア等の購入や維持管理等に利用されています。

- ◎使用済切手
- ◎書き損じハガキ

切手はどんな切手でも結構です。(普通切手・記念切手等)切手と消印(消印は途中で切らずに)の周りを1cmくらい残して、大きめに切り取ってください。
※切手の周りのギザギザや切手自体を切ってしまうと価値がなくなってしまいます。



タオル類寄贈活動

皆様からのタオル類は相模原市内の介護老人福祉施設へ寄贈しています。タオル類は施設に入居している方が使用する他に、新品でないタオルは掃除用に使用されています。介護老人福祉施設では、タオル類は常に不足しているので、大変喜ばれています。

- ◎タオル
- ◎バスタオル

新品・使用済のどちらでもよく、色・形を問いません。

新会員紹介

平成30年8月・9月

法人名等	業種	代表者氏名	所在地	支部・地区等
一般社団法人 国際かき氷協会	かき氷	吉田 茂司	相模原市中央区相模原1-3-8岩本ビル地下1階	相模原矢部
株式会社 Brain	無店舗小売業	中原 真人	相模原市中央区相模原6-21-1エステスクエア相模原202	相模原矢部
株式会社 Tomcy	造園業	古賀 晃人	相模原市南区相武台2-2-35-102	相武台
k's 株式会社	小売・茶道教室	小瀧 恵子	相模原市緑区与瀬1307	相模湖
さがみはら整体院	整体業	井原 豊喜	相模原市南区古淵2-16-15-403	賛助会員
pub ニューキャメル倶楽部	飲食店	遠藤 伸一	相模原市南区相模大野3-12-18アライビル5F	賛助会員
東日本電信電話株式会社 相模原事業所	電気通信事業	加藤 慎弥	相模原市中央区富士見1-1-25NTT相模原ビル1階	賛助会員
大和ハウス工業株式会社 京本店マンション事業部	建設業	前田 元也	相模原市南区相模大野3-16-18 プレミスト東林間さくら通りマンションパピオン	賛助会員

情報公開に同意された方のみ掲載しています。

かい かつ 会 活

～法人会の活動予定～



★印 ご案内・お申込書が同封されています。



11月

2日(金)		源泉所得税研修会 年末調整の実務【相模原法人会館】
4日(日)		麻溝ふるさとまつり【麻溝小学校校庭】
6日(火)		厚生委員会日帰り親睦旅行【南房総方面】
8日(木)		橋本支部カラオケ大会【杜のホールはしもと】
9日(金)		全法連 青年の集い岐阜大会【長良川国際会議場】
		田名支部 ボウリング大会【相模ファーストレーン】
11日(日)		さがみはら市民活動フェスタ2018【淵野辺公園 銀河アリーナ前】
		津久井地区 親睦研修会【鬼石・桜山公園、秩父神社 等】
13日(火)		生活習慣病健診【ホテルラポール千寿閣】
15日(木)		納税表彰式及び団体長会長感謝状贈呈式【けやき会館 大樹の間】
		生活習慣病健診【相模原市立産業会館】
17日(土)		大野中支部 日帰りバス視察旅行【東京臨海広域防災公園と豊洲新市場 他】
		生活習慣病健診【相模原市立産業会館】

18日(日)		城山地区 親睦旅行【横須賀軍港めぐり他】
21日(水)		会員大会並びに女性部会設立40周年記念事業【杜のホールはしもと】
24日(土)		中央北支部 親睦バス旅行【りんご狩りと食事会】
25日(日)		相模台支部 研修一泊旅行【知覧と西郷どんを巡る鹿児島】
26日(月)		新設法人説明会【相模原法人会館】
28日(水)		決算法人説明会【相模原法人会館】
28日(水)		女性部会40周年記念パーティー【センチュリー相模大野】
30日(金)		法律相談【相模原法人会】 ★



12月

11日(火)		労務相談【相模原法人会館】 ★
14日(金)		決算法人説明会【相模原法人会館】
		税務相談【相模原法人会館】 ★

読者
プレゼント

2019年 相模原の風景
カレンダー

B2サイズ(縦72.8cmX51.5cm)



提供 / (株)栄文舎印刷所



※画像は2018年のカレンダーです。

10名様に
プレゼント!

応募締切り

平成30年11月30日(金)

今すぐハガキかFAXで!

下記の内容をご記入の上、相模原法人会事務局までFaxまたはハガキでお申込みください。

- ①希望商品名：「2019年カレンダー」
- ②郵便番号 ③ご住所 ④法人名 ⑤お名前 ⑥電話番号
- ⑦「広報誌はやぶさ」に関するご意見、ご感想など

◎当選発表はプレゼントの発送をもって代えさせていただきます。 また、ご感想などをご紹介させていただく場合がございます。

会議室のご利用・プレゼントのお申込み、タオル等のご寄付、広告の同封、本誌に関するお問合せやご感想はこちらまでお寄せください。

公益社団法人 相模原法人会事務局

TEL.042-755-3027 FAX.042-753-3273
〒252-0236 相模原市中央区富士見6-13-16
<http://www.sagamiharahojinkai.or.jp>